

若者の定住化を促進！

～「都城で働く」を支援～

市では、人口減少社会に備え、若者の定住化を図る取り組みに力を入れています。今回は、地元の高校生や就学などで市外にいる学生などへの地元就職を促すために、本年度新たにに取り組む事業などを紹介します。

◎問い合わせ 総合政策課 ☎ 23-7161

地元企業を知る「企業巡見」を 市外の若者にも実施！

若者の定住化を図るためには、働く場を確保することが必要です。そのため、企業誘致などを進め雇用の拡大に努めています。地元にもどのような企業があるかを知らないまま、市外で就職してしまう人も少なくありません。

そこで、まずは地元企業を知ってもらうために力を入れているのが「企業巡見」。企業巡見は、市内のさまざまな企業を訪問し、仕事を直接見ってもらう取り組みです。地元の企業がどのような仕事をしているのかを知ること、将来の選択に役立ててもらおうと、高校生などを対象に実施しています。

保護者も一緒に将来を考える

将来を考える上では、保護者の意見も重要。そのため、保護者を対象とした巡見も多く実施しています。「職場の雰囲気は子どもに合うだろうか」「福利厚生はしっかりしているか」など保護者の視点で企業を見てもらい、一緒に子どもの将来を考えることに、役立ててもらっています。



(保護者の企業巡見の様子)

市外の学生にも知ってもらう

地元の高校生に加え、本年度は、県外の大学生などを対象にした企業巡見も実施。まずは九州内の大学を対象に、県の福岡事務所や企業、民間団体などに協力を求めながら企業巡見の情報を発信します。

より多くの大学生などに、都城の企業や地元で働くことのメリットを知ってもらい、将来、都城で暮らしていくことを選択を促します。

企業の人事担当の皆さんへ

求人申込書の準備を

お願いいたします！

6月1日から、高校生向けの求人申込書の受け付けが始まります。

ハローワークに申込書を提出し、内容を審査した後、7月1日から各高等学校への求人情報公開が可能になります。

審査には一定の期間が必要です。ですので、申込書は余裕をもつて提出してください。

求人申込書の記入方法や注意事項など、詳しくはハローワーク都城（☎ 22-1745）まで問い合わせください。



「インターンシップ」で Uターン者の地元就職を促進!

進学などで市外に出て行った人
たちを呼び戻し、再び都城で生活
をしてもらうための取り組みとし
て、本年度、特に力を入れて進め
るのが「インターンシップ」の開
催。インターンシップとは、学生
が夏休み期間などを利用して、一
定期間企業で働く「職業体験」のこ
とです。実際に都城の企業で働き
ながら生活することで、将来、都
城で暮らしていくことがイメージ
しやすくなります。



学生と企業それぞれを支援

大学生などへの支援として、本
年度からインターンシップに参加
する際の、旅費や宿泊費の一部を
助成。費用負担の軽減を図り、参
加を促します。また、受け入れる
企業も支援。今年3月には、人事
担当者を対象にしたセミナーを開
催し、インターンシップの意義
や、企業のメリットなどを分かり
やすく講義しました。

学生と企業のそれぞれをサポート
することで、若者の地元就職を
促進します。



(企業向けインターンシップセミナー)

人と企業が共に育ち、活気ある社会をつくる

地域社会の担い手でもある若
い人材が都会に出てしまい、求
人票を出しておけば人が集まる
という時代ではなくなってきた
いて、それぞれの企業の魅力を、
学生などに分かりやすく伝えて
いく必要があります。

地方の企業は、都会の大企業
と比べると賃金などの面では見
劣りするかもしれませんが、や
る気と努力次第では、自分のや
りたいことを実現できるのが魅
力です。

そして、都城には、いろいろ
な分野で日本一を誇る企業があ
り、豊富な農林畜産物を生かし
た魅力的な製品を作る企業がた
くさんあります。まずは、地元
の企業を知ってもらうことに、
力を入れて取り組む必要がある
と考えます。

そこで、商工会議所では、会
員企業で、地元就職を支援する
組織を設立しました。まずは、
市が実施している企業巡見や、
インターンシップなどに協力し
ながら、先々は、小学生や中学
生などにも、地元企業を知って

もらう機会を広げていきたいと
考えています。

小さい頃から地元企業に触れ
ることで、将来どのような職業
に就きたいかを考えるきっかけ
になり、進学などで市外に出
ても、地元での就職が選択肢の
一つになるのではないかと考えて
います。

企業にとって、最も大切なも
のは「人」。人が育てば、企業
に活気が生まれ、活気のある企
業には人が集まる。このサイク
ルを生み出すために、より多く
の若者に、都城の企業の魅力を
伝えていきたいです。そして、
都城で働いてよかったと思える
環境を作っていきたいです。



都城商工会議所 副会頭
外山 正志さん

台風・集中豪雨・土砂災害・地震 できていますか？ 災害への備え



これから、台風や豪雨などによる災害が発生しやすい時期を迎えます。また、避難者が最大で18万人を超えた熊本地震が起きてから1年が経ちました。本市でも、南海トラフ巨大地震が発生した場合、最大震度6強が想定されていて、1万人以上の避難が予測されています。

災害はいつ起こるか分かりません。日頃から災害に備え、いざというときに落ち着いて行動できるようにしましょう。

◎問い合わせ 危機管理課 ☎ 23-2129

早めの情報収集が大切

これから梅雨や台風など、雨の多い時期を迎えます。近年、局地的に突発的な大雨も増え、予測が難しくなっています。普段から、テレビやラジオ、インターネットなどで、最新の気象情報入手するよう心掛けましょう。

大雨など自然災害の発生が予測される時は、防災行政無線や広報車、市ホームページなどでも防

災情報をお知らせします。また、緊急速報メールやBTVケーブルテレビ、シティFM都城などでも、皆さんを守るための情報を発信しています。

総合防災マップで災害に備えていますか

災害発生時には、自分の命は自分で守ること（自助）と、地域や身近にいる人同士が助け合うこと（共助）が大切です。市では、自助・共助による防災力を高めるために、総合防災マップを作成しました。

総合防災マップには、土砂災害警戒区域や浸水想定区域などの危険箇所と、避難所や救急告示病院などの災害時の拠点施設を掲載。その他、避難時に必要な持ち出し

品のリストなど、防災に役立つ情報も掲載しています。

また、市が指定している避難所も確認できるので、自宅や職場などからの経路を、日頃から家族で確認しておきましょう。

防災マップは、自治公民館などを通じて配布しているほか、危機管理課、各総合支所、各地区市民センター、各地区公民館でも配布しています。防災マップを活用して、災害に備えましょう。



避難するときの心掛け

避難するときは、動きやすい服装で1人での行動を避け、できるだけ2人以上で行動しましょう。家族や職場・学校などの身近な人と、避難に関する情報を日頃から共有しておきましょう。

また、台風や大雨などによる1晩程度の一時的な避難の場合は、3食分の食料や毛布、タオルを準備して避難所へ行きましょう。

非常時備蓄品チェックリスト

備蓄品リストの一例を紹介します。停電や断水など、いざというときのために、家庭に必要なものを日頃から準備・点検しましょう。災害は規模が大きくなるほど復旧に時間がかかります。最低3日分の食料や飲料水を備蓄しておくことが基本です。

- 携帯ラジオ、懐中電灯、電池**
- ばんそうこうなどの救急医療品や常備薬**
- 貴重品**
現金、印鑑、預金通帳、健康保険証、カード類（コピー）など
- 非加熱で食べられる食料など**
非常用食品、飲料水、缶詰、缶切り、水筒、紙皿、紙コップなど
- その他**
衣類、簡易トイレ、タオル、トイレットペーパー、ヘルメット、ナイフ、ラップフィルム、ライター、軍手、雨具など



備蓄に関するアドバイス

宮崎県防災士ネットワーク
都城支部支部長

平井 泉さん(鷹尾一丁目)



備蓄品リストは一般的なものを紹介していますが、飲料水や生活用水(風呂などに貯水)、簡易トイレやトイレットペーパーなどの備蓄は特に準備しておきましょう。

また、避難する人の性別や年齢、家族構成などによって、備蓄品の種類と量は変わります。身近に起こる災害を家庭で想定し、何が 필요한かを話し合っておくことをお勧めします。

いざというときの連絡先

緊急時の【消防・救急】は… **119番**

緊急時の【警察】は… **110番**

道路の被害に関すること	維持管理課 ☎23-2752
側溝・排水路などの氾濫に関すること	
避難所に関すること	コミュニティ文化課 ☎23-7146
水道の断水に関すること	上下水道局 ☎23-4510
停電に関すること	(株)九州電力都城営業所 ☎0120-986-705
田畑の土砂崩れに関すること	農村整備課 ☎23-2981
浸水家屋の消毒に関すること	環境政策課 ☎23-2130
り災証明に関すること	危機管理課 ☎23-2129
災害全般・災害救助資金融資制度に関すること	

登録方法は携帯電話またはパソコン

- 避難準備・高齢者等避難開始
 - 避難勧告
 - 避難指示(緊急)
 - 避難所の開設状況
 - 火災発生情報
 - その他の災害情報
- 宮崎県防災・防犯情報メールサービスでは、県が発信する気象情報や各種防災・防犯情報のほか、市が発信する次の情報を提供します。

**災害時などに役立つ
宮崎県防災・防犯メール**



宮崎県防災・防犯情報メールサービス

コンから、宮崎県防災・防犯情報メールサービス (<https://www.fastalarm.jp/miyazaki/>) に直接アクセスするか、次のQRコードからアクセスし、注意事項を読んで登録してください。

◎宮崎県防災・防犯情報メールサービスに関する問い合わせ
宮崎県危機管理課
☎0985-2617066

歴史公園オープン!



おおしまはただ
金田町で整備を進めていた、国指定史跡大島畠田遺跡が、歴史公園として7月1日(土)に開園します。

全国的にも珍しい、当時の地方有力者の暮らしぶりをうかがい知ることができる建物跡などがある、国指定史跡大島畠田遺跡歴史公園で古代ロマンに触れてみませんか。

◎問い合わせ 文化財課 ☎ 23-9547



大島畠田遺跡は、今から約1、100年前の平安時代の遺跡です。この遺跡からは、広さが88坪もある大きな建物の跡や池のような掘り込み、門などといった当時の平安京の貴族の邸宅を思わせるものが見つかっています。

このような邸宅跡が地方で発見されるのは大変珍しく、日本の歴史を知る上でも貴重であることから、平成14年、国の史跡に指定されました。

国指定史跡大島畠田遺跡

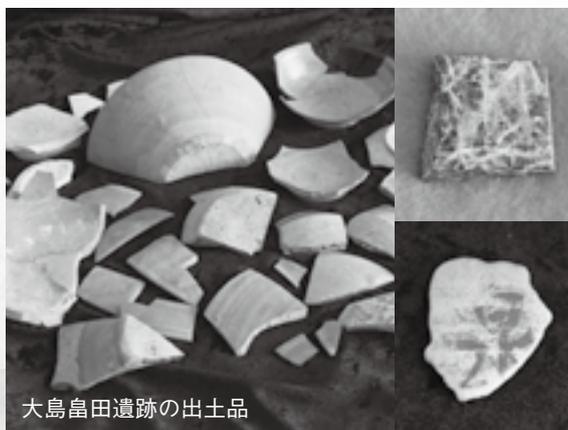
公園は、大きく3つのエリアに分かれています。主となるのは、公園北側で、実際に遺跡から見つかった建物跡などの大きさや位置を地表に表示し、説明板で当時の建築様式などを解説しています。

公園南側の芝生広場は、散策や休憩などさまざまな用途で利用できます。また、駐車場北側には展望所を設置。当時の人も見ていたであろう霧島連山の眺望が楽しめます。

歴史公園の概要



国指定史跡 大島畠田遺跡



大島畠田遺跡のことを もっと知りたいときは

国指定史跡大島畠田遺跡は現地で保存しています。出土品については、文化財課が保管管理し、その一部は、都城歴史資料館に展示しています。

史跡の説明などを希望する場合は、文化財課まで問い合わせください。

また、12月1日(金)から平成30年2月4日(日)にかけて企画展を開催予定。京都の貴族の邸宅で出土した史料と比較しながら、大島畠田遺跡の歴史的価値を学ぶことができます。皆さん、ぜひ、来場ください。

公園を利用するときは

公園には多くの人が来園しますので、マナーを守って利用ください。

また、遠足など団体で芝生広場を利用する場合は、利用申請が必要です。申請書は、市のホームページ、または文化財課で取得できます。

(イラスト：早川和子)

さらに便利なマイナンバーカード

今後、ますます便利になるマイナンバーカード。今回は、マイナンバーカードを利用した各種サービスを紹介します。

◎問い合わせ マイナンバー特設会場 ☎23-2774

市では、今年の4月から全国の

コンビニエンスストアなどで、マイナンバーカードを利用して各種証明書が取得できるサービスを開始しました。年末年始とシステムメンテナンス日を除き、6時30分から23時まで、最寄りのコンビニなどで利用できます。

また、次のサービスも順次開始する予定です。

平成29年7月

【マイナンバー利用開始】

インターネットサービス「マイナンバーポータル」を活用して、税金などの個人情報や、行政からのお知らせが閲覧できるようになります。

平成29年9月

【電子母子手帳サービス】

スマートフォンで、予防接種のお知らせや、市で受けた健診や予防接種の記録が確認できるようになります。また、子どもの日々の成長を記録できます。

平成29年秋頃

【子育てに関する手続きを開始】

マイナンバー上で、児童手当や保育園入園の手続きができるサービスを順次開始します。

【地域経済応援ポイント】

マイナンバーカードで、地域の消費拡大を推進する「地域経済応援ポイント」の実証実験への参加を予定しています。

【図書館カードとしての利用】

マイナンバーカードで、図書館の貸出しサービスを開始する予定です。

平成30年度

【健康保険証としての利用】

平成30年度から段階的に運用を開始。平成32年度からは、本格的に運用を開始する予定です。

その他、マイナンバーカードは様々な活用が検討されています。ふるさと納税額通知を活用した寄附金控除手続きの簡素化

● 転入・転出や死亡などの手続きに係るサービス

● 東京オリリンピック・パラリンピック会場における入場管理

マイナンバーカード申請をお手伝いしています（無料）

マイナンバーカードの取得を希望する市民の皆さんに対して、写真撮って申請するお手伝いをしていきます。申請を希望する人は、個人番号カード交付申請書または身分証を会場に持参ください。

● 場所 市役所7階マイナンバー特設会場、各総合支所市民生活課

● 日時 月～金曜日、第2・4週の日曜日 8時30分～17時15分

コンビニでの簡単・便利な各種証明書の取得方法

- 1 マルチコピー機画面
マルチコピー機の画面の「行政サービス」をタッチ
- 2 マルチコピー機画面
画面の「証明書交付サービス」をタッチ
- 3 カード読み取り
カード読み取り部にマイナンバーカードのICチップをかざす
- 4 マルチコピー機画面
暗証番号を入力して各種手続きに進む



※特設会場のみ、毎週木曜日19時まで開設

※10月は第2・5週の日曜日に開設

● その他 希望者が10人以上いる場合には、企業や自治公民館などに出向いて申請を手伝います。また、カードは、できあがり次第お届けします。

気になっていませんか あなたのおなか回りは大丈夫？

平成26年度の特定健診結果から、本市の肥満率は、県内9市でワースト1位。3人に1人が肥満となっています。肥満は、糖尿病や心臓病、慢性腎臓病などの深刻な病気につながります。定期的に健診を受けて生活習慣を見直し、肥満を解消しましょう。

◎問い合わせ

健康課 ☎23-2765

健康維持管理に役立つ

特定健康診査と後期高齢者健康診査

市では、今年もメタボリックシンドローム（メタボ）に着目した特定健康診査（特定健診）と、後

期高齢者健康診査を実施します。

健診は、生活習慣病の予防や早期発見につながります。年に1回は必ず受診しましょう。

●対象者

【特定健康診査】40歳～74歳の国民健康保険加入者

【後期高齢者健康診査】後期高齢者医療保険加入者

●受診期間

6月1日（木）～10月31日（火）

●受診場所

指定の医療機関

●検査項目

身長、体重、腹囲、血圧、尿検査、血液検査ほか

●受診方法

対象者には、5月末

までに特定健康診査受診券および問診票を送付しています。

問診票に必要事項を記入して、

受診券と国民健康保険被保険者証を医療機関の窓口で提示してください。

●その他
※昨年の健診結果を持っている人は、受診時に持参ください
生活習慣病を治療中の人は、主治医に相談し受診ください。
※施設に入所している人や、6カ月以上の長期入院者は受診できません。人間ドックなどと重複して受診した場合、特定健康診査料は自己負担になります

※受診期間終了間際は医療機関が混み合います。早めに受診ください

定期的に健診を受けることで、医療費の抑制にもつながります

特定健診の受診率は、男女ともに40歳から50歳代が低く、特に男性に低い傾向が見られます。また、特定保健指導の対象者も、男性が多くなっている。指導を受けずに放置していると、生活習慣病のリスクが高まります。

平成27年度の国保連合会の統計によると、生活習慣病の月額の治療費は、特定健診受診者が月額9,402円、同未受診者が3万999円となっていて、定期的に健診を受けることで、医療費を抑えることができます。年に1回は健診を受診し、健康づくりに役立てましょう。

特定保健指導の基準

◆内臓脂肪型肥満

腹囲 男性 85cm以上、女性 90cm以上
(男女とも内臓脂肪面積 100cm²以上に相当)



腹囲に加え、次のうち2項目以上が該当
(1項目が該当の場合は予備群)

高血糖

空腹時血糖 100mg/dl以上
または
HbA1c 5.6%以上

脂質異常

中性脂肪 150mg/dl以上
または
HDLコレステロール 40mg/dl未満

高血圧

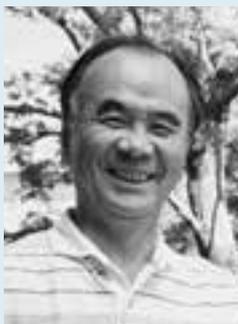
収縮期血圧 130mmHg以上
または
拡張期血圧 85mmHg以上



特定保健指導の対象

インタビュー

無理のない範囲で 楽しく取り組んでいます



人間ドックを受診したことがきっかけで、特定保健指導を受けています。6カ月後の具体的な目標を定め、それを達成するために、間食を控えたり、ウォーキングを続けたりするなど、無理のない範囲で取り組んでいます。市の担当者からも、定期的に進捗確認の連絡やアドバイスをもらえて、健康づくりに役立っています。皆さんも、いつまでも元気に暮らせるように、健診や保健指導をうまく活用してみませんか。

早鈴町 松崎 義廣さん